

議案第４６号

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部
部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和３年６月１日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部
部を改正する条例

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例（昭和５８年板橋区条例第２８号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１６条」を「第１６条の６」に改める。

第７条第２項中「有料駐車場」を「有料」に改める。

第８条（見出しを含む。）中「有料駐車場」を「区営駐車場」に改める。

第９条の見出し及び同条第１項中「有料駐車場」を「区営駐車場」に改め、同条第２項第２号中「（以下「シルバーパス」という。）」を削り、同項第３号、同条第３項第２号及び同条第４項中「有料駐車場」を「区営駐車場」に改める。

第９条の２第１項中「有料駐車場」を「区営駐車場」に改め、「受け手者」の次に「（以下「区営駐車場の利用者」という。）」を加える。

第１０条中「有料駐車場の利用承認を受けた者」を「区営駐車場の利用者」に、「有料駐車場」を「区営駐車場」に改める。

第１３条中「有料駐車場」を「区営駐車場」に改める。

第１３条の２中「有料駐車場の利用承認を受けた者」を「区営駐車場の利用者」に改める。

第１５条の２中「利用者」を「区営駐車場の利用者」に改める。

第１６条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第16条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、区営駐車場の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第7条第4項ただし書の規定により、区長の承認を得て、臨時に休業日を定めること。
- (2) 第7条第5項ただし書の規定により、区長の承認を得て、自転車等を入場又は退場させることのできる時間について、特別の定めをすること。
- (3) 第9条の規定により、利用を承認し、又は承認しないこと。
- (4) 第9条の2の規定により、利用カードを貸与し、又は再貸与すること。
- (5) 第13条の規定により、利用承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限すること。
- (6) 区営駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区営駐車場の管理運営に関し区長が必要と認める業務

第2章第1節中第16条の次に次の5条を加える。

（指定管理者の指定）

第16条の2 区長は、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により、最も適当と認める法人等を指定管理者に指定する。
 - (1) 区営駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。

(2) 区営駐車場の管理運営を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有すること。

(3) 区営駐車場の利用者の平等な利用が確保できること。

(指定等の公表)

第16条の3 区長は、次に掲げる場合には、速やかにその旨を告示するものとする。

(1) 前条の規定により、指定管理者を指定したとき。

(2) 第16条の5の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めてその管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(指定管理者による管理の基準等)

第16条の4 指定管理者は、次に掲げる基準により、区営駐車場の管理に関する業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

(2) 区営駐車場の利用者に対し、適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 区営駐車場の施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。

(4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 区長は、区営駐車場の管理に関し必要な事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(指定の取消し等)

第16条の5 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

(2) 指定管理者が、第16条の2第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認められるとき。

(3) 指定管理者が、前条に規定する管理の基準等を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による区営駐車場の

管理運営を継続することが適当でないと認められるとき。

(利用料金)

第 16 条の 6 区営駐車場の利用者は、指定管理者に区営駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、第 10 条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金は、別表第 2 に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。
- 3 区長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 指定管理者は、区長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、区長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

別表第 1 中「有料自転車駐車場」を削る。

別表第 2 中「第 10 条」の次に「・第 16 条の 6」を加え、「有料自転車駐車場」を「区営駐車場」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 16 条の 6 の規定が適用される場合において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の区営駐車場の利用に係る使用料を納付した者は、施行日以後の区営駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額に相当する額の利用料金を、指定管理者に納付したものとみなす。
- 3 この条例による改正後の第 16 条の 2 に規定する指定管理者の指定に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

区営自転車駐車場の管理に関する業務を指定管理者に行わせるための規定を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。